

## 中津市から 転出 される方へ

新しい住所に、実際に住み始めた日から14日以内に、新しい住所地の市区町村役場(所)で転入の届出をして下さい。

<転入の届出に必要なもの>

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ①転出証明書                                      | ②国民健康保険証(転入先の世帯が加入しているとき、その世帯員のもの) |
| ③国民年金手帳(加入者のみ)                              | ④在学証明書(小学生・中学生がいるとき)               |
| ⑤届出人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)・印鑑                | ⑥在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民がいるとき)      |
| ⑦通知カード(個人番号カードを持っていない方)                     | ⑧個人番号カードまたは住基カード(お持ちの方)            |
| ⑨転入する本人からの委任状(届出人が転入する本人または転入する世帯の世帯員でないとき) |                                    |

### 【注 意】

- 親の介護、里帰り出産、出稼ぎ、自宅建替え時の一時的な滞在の場合は、住民票を異動する必要はありません。
- 運転免許証の取得、住宅ローンの借入等のために虚偽の届出をした場合は、罰則規定があります。
- 転出を中止するときは、速やかに転出証明書と印鑑を持参し、市民課で転出取消の届出を行って下さい。
- 正当な理由がなく、新しい住所に住み始めて14日以内に転入の届出をしない場合、住基法の規程により5万円以下の過料に処せられる場合があります。

(1)以下の項目に該当する方は、引越し先の市区町村の窓口にて別途手続きが必要です。

□	対象となる方	中津市での手続き	担当課	引越し先の市区町村での手続き
□	<u>印鑑登録</u> を していた方	抹消のための手続きは必要ありません。 ※転出(予定)日をもって廃止になります。 ※転出前の印鑑登録証明書は、転出予定日の前日まで発行 できますので、必要な方は転出証明書・印鑑登録証を持 参して下さい。		必要な方は、あらためて印鑑登録の手続きを行って下さい。
□	<u>個人番号カード</u> ま たは <u>住基カード</u> を お持ちの方	中津市での手続きはありません。	市民課 市民係	引き続きカードを使用する方は継続利用の手続きを行って下さい。 ※別紙「マイナンバーについての大切なお知らせ」を参照して下さい。
□	<u>在留カード</u> を お持ちの方	中津市での手続きはありません。		新しい住所を記載しますので、転入の手続きの際に提出して下さい。

(2)以下の項目に該当する方は、担当課で別途手続きが必要です。

チェック欄	対象となる方	担当課	場 所
<input type="checkbox"/>	<u>国民健康保険</u> に加入していた方	保険年金課 国民健康保険係	本庁舎 1階 南側
<input type="checkbox"/>	<u>後期高齢者医療保険</u> に加入していた方	保険年金課 高齢者医療係	本庁舎 1階 南側
<input type="checkbox"/>	<u>介護保険</u> を受給されている方	介護長寿課 介護保険係	本庁舎 2階 東側
<input type="checkbox"/>	<u>子ども医療費受給資格者証</u> をお持ちの方	地域医療対策課 市民健康推進係	本庁舎 1階 南側
<input type="checkbox"/>	<u>児童手当</u> を受けている方	子育て支援課 子ども家庭係	本庁舎 1階 東側
<input type="checkbox"/>	<u>児童扶養手当</u> を受けている方		
<input type="checkbox"/>	<u>ひとり親家庭医療</u> を受けている方		
<input type="checkbox"/>	<u>認可保育施設</u> (保育所、認定こども園等)に通う お子さんがいる方	保育施設運営室 運営係	本庁舎 1階 東側
<input type="checkbox"/>	<u>特別児童扶養手当</u> を受けている方 ※ 県外転出のみ	社会福祉課 障害福祉係	本庁舎 1階 東側
<input type="checkbox"/>	<u>重度障がい者医療証</u> をお持ちの方		
<input type="checkbox"/>	<u>小学校・中学校に通う お子さんがいる方</u>	学校教育課 学校教育係	サンリブ 2階
<input type="checkbox"/>	<u>原付(125cc以下)バイク・小型特殊自動車</u> をお持ちの方	税務課 市民税係	本庁舎 1階 北側

## 大分県 中津市

【問い合わせ先】 市民課 0979-22-1111 (内線 263)

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日、および12月28日～1月3日を除く）